

茨城県が分譲するTX沿線の業務用地や住宅用地の購入を検討している  
お客様をご紹介いただき、成約に結びついた場合、

# 業務用地・住宅用地における媒介制度

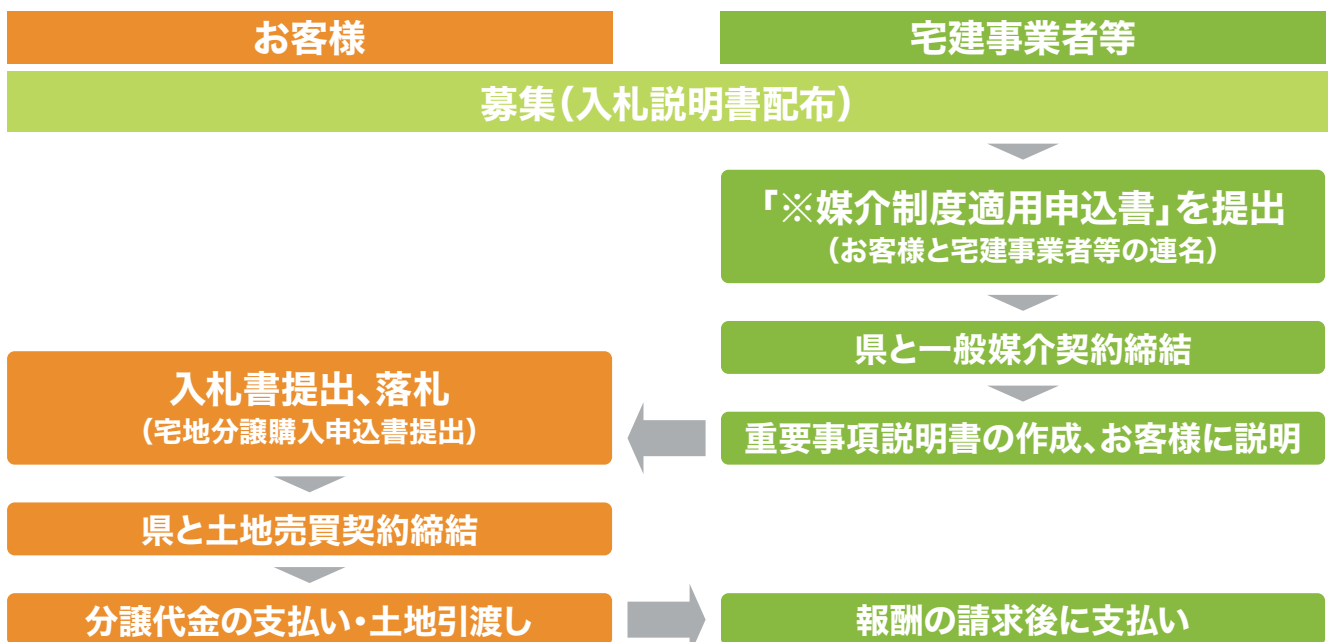
最大 **3,000** 万円 地方税、地方消費税別

## 対象者

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する宅地建物取引業者
- (2) 銀行法(昭和56年法律第59号)第4条第1項に規定する免許を現に保有し、かつ金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律(昭和18年法律第43号)第1条第1項に規定する認可を受けている金融機関で、かつ法第77条以下に規定する国土交通大臣あての届出を行っている者

## 報酬額

土地譲渡価格×3% (千円未満切捨て) (消費税及び地方消費税別)  
(注意)上限額:3,000万円(消費税及び地方消費税別)



### ※媒介制度適用申込書の提出における注意事項

茨城県立地推進部宅地整備販売課、茨城県土浦土木事務所つくば支所のいずれかに提出してください。申込書を提出するにあたっては、必ずお電話での事前連絡をお願いします。  
(提出書類)

(1) 購入希望者と媒介事業者の連名による「媒介制度適用申込書」

(2) 媒介事業者の資格確認に必要な書類

宅地建物取引業の場合は、宅地建物取引業者免許証の写し、印鑑証明書、資格証明書(法人の場合)又は住民票(個人の場合)

媒介事業者が信託銀行等の場合は、宅地建物取引業法第77条に規定する国土交通大臣あての届出受理書の写し、印鑑証明書、資格証明書

(対象物件)

・商業・業務用地、住宅事業用地にあつては、1,000㎡以上の土地であつて、県が媒介対象用地と定めたもの。

・茨城県が新規に販売した「個人向け戸建住宅分譲用地」で、抽選後に先着順申込受付を開始した日から1ヶ月を経過したもの。